

こんなハガキには要注意!!



他県において、違法わいせつ物の購入に関して、「告発通知」と記載されたハガキを送り付けられる、新たな架空請求詐欺の手口を認知しました。

ハガキの内容(要約)

①あなたが以前、購入した違法わいせつ物(無修正映像、児童ポルノ等)の製造・販売に関与した犯罪グループを摘発しました。

②今後、摘発した際に押収した証拠(購入履歴等)を提出し告発します。

③告発後に出頭要請や家宅捜索を受けることとなります。あなたの行為は法律に違反しています。

④告発を取り消したいなら当団体まで電話にてご連絡ください。



記載された番号に電話をすると、**犯人から告発を取り消すための費用を請求される**可能性があります。

実際のハガキ

告発通知

(通知番号 W-3号)

貴殿が以前、購入した違法わいせつ物(無修正映像・児童ポルノ等)の製造・販売に関与した複数のグループが当団体と被害者児童の保護者及び被害者女性の働きかけにより、組織的処罰法違反・児童買春・児童ポルノ禁止法違反で捜査当局による捜査で摘発されました。この度、被害児童及び保護者と性犯罪女性被害者のさらなる拡大を防止するため、購入者に対しても事件証拠(購入履歴・金融機関履歴等)を提出し告発いたします。

告発後、購入者に対し捜査当局からの事情聴取の出頭要請、家宅捜索を受けることになります。

貴殿の行為は法律に違反しています。

正当な裁きを受けるのも、このような犯罪への社会喚起となりえますが、改心し被害者に対して反省していただけるのであれば告発は取り消します。

告発を取り消したい者は平成●●年●●月●●日(●)までに当団体に必ず電話にてご連絡ください。

期日を過ぎた場合、いかなる状況でも即時即刻告発いたします。

児童や女性を苦しめる行為は絶対に許されません。

当団体は被害者並びにご家族に対して人生の再出発としてのケアに重点を置き活動しております。

東京都

NPO法人

管轄局

[受付時間] (平日) 10:30~18:00

霞が関7号

[電話番号] 03-●●●-1074

~被害防止のポイント~

- ・ 記載された電話番号には絶対連絡しないでください!
- ・ お金の請求や裁判・告発などに関するハガキや封書、メールが届いたら、たとえ心当たりがあっても必ず詐欺を疑い、まずは家族や警察に相談してください。